令和5年度予防行政のあり方に関する検討会 議事要旨

1 日時: 2023/7/26 (水) 10:00~12:00

2 場所: WEB 会議

3 出席者

(1) 委員

関澤委員長、大宮委員、河村委員、小出委員、高委員、小林委員、佐野委員 次郎丸委員、辻本委員、中川委員、山崎委員、阿部委員、有賀委員、今井委員 中原委員、野口委員、市橋委員、西藤委員、加藤委員、田村委員、山本委員

(2) オブザーバー

国土交通省 石井企画専門官 消防庁消防研究センター 鈴木主幹研究官

(3) 事務局

消防庁 渡辺予防課長、明田設備専門官、米田課長補佐、上村違反処理対策官、田澤係長、高島技官、藤野事務官、原口事務官、三橋事務官、宮崎事務官、小谷野事務官、榎本事務官、佐々木技官

4 配布資料

資料1-1 予防行政におけるデジタル化に係る取組について

資料1-2 木材利用の推進等に係る建築基準法令改正を踏まえた消防法令における対応

参考資料1-1 予防行政のあり方に関する検討会開催要綱

参考資料1-2 予防行政のあり方に関する検討会委員名簿

参考資料 1-3 建築基準法令改正 (R4.6公布) の概要について

5 議事

- (1) 予防行政におけるデジタル化に係る取組について
- (2) 木材利用の推進等に係る建築基準法令改正を踏まえた消防法令における対応
- (3) その他
- 6 主な意見交換(○:委員、●:事務局、■:オブザーバー(国土交通省))
 - (1) 予防行政におけるデジタル化に係る取組について
 - 消防行政における技術の中立化の意味について教えていただきたい。
 - 政府の「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定)において使用されている用語であり、例えば、消防の点検において目視だけでなくカメラ映像を用いた点検などに代替できるという意味

である。

- 技術の中立化は電子媒体を駆使して、より合理的な方法を使用するという意味だと 認識している。
- 今後の委員会では用語の意味を説明するようにしていただきたい。
- 予防行政は人命に直結するためデジタル化する上では慎重に議論をしていくべき である。
- 技術的に代替できるかどうかを含め、部会等を通して慎重に検討を進めていく。
- デジタル化は市民がより安全・便利になることが前提であり、デジタル化が発展することによって本来目的である市民の安全が逸脱することがないように注意して デジタル化を進めていただきたい。
- デジタル技術を活用することで、より丁寧に点検を行うことができる場合もあると考えている。例えば、消防用設備等を常時監視するようなシステムを導入することで、現在より効果的に点検を行うことができる。安全性確保を意識した上で、今後具体的に部会等を通して検討していきたい。
- 消防用設備等においてデジタル化を進めた場合、建物内における設備の不具合やトラブルを分析し、データとして数値化できたら良いと思うが、いかがか。
- 時間はかかるかもしれないが、どのような仕組みを構築することが必要か等について研究していきたい。
- 歌舞伎町ビル火災以降、防火対象物点検において、現地で違反を発見した際には違 反是正をその場で執行できるようになったことにより、違反がかなり減ってきた。 リモートの場合、迅速な違反是正を行うことができないことが問題だと考えている。
- デジタルを導入する民間会社が独占状態になってしまうと、その会社のデジタルに 不具合が生じた場合、大部分の予防システムが動作しなくなることが懸念されるた め、デジタルの導入は複数の民間会社をいれるべきである。また、経済安全保障に 関しても同様のことが言えるので、その点も考慮していただきたい。
- ご指摘を踏まえ、今後検討を進めていきたい。
- 現在、病院においてもデジタル化が進んでおり、電子カルテをはじめ電子媒体化が進んでいる。しかし、災害等が起きた際に、電子カルテが使用できなくなる場合も想定されるため、紙媒体でのカルテ作成なども災害訓練の一環として行っている。デジタルが使用できなくなった際の代替を常に考えておく必要があると思う。
- 他業種の取組も含めて参考にしたいと考えている。サービス等が継続して行えるように今後検討していきたい。

(2) 木材利用の推進等に係る建築基準法令改正を踏まえた消防法令における対応

○ 消防法において一番根幹になるのは一棟・別棟の基準であり、消防機関に大きな影響を与える可能性が考えられるため、現場の消防機関の意見を聞いて慎重に検討を 行うべき。

- 部会を通して慎重に検討を進めていきたい。消防法施行令第8条の規定と防耐火別棟について、開口部や耐火性能要求時間が異なる部分がある。防耐火別棟だけでなく、避難別棟に関しても、消防においては避難という観点はとても重要であるため、さらに検討していきたい。
- 別棟に避難していく場合、誘導灯等を設置することが重要になってくる。また外部 バルコニーにおいても避難設備等の設置が重要となることが考えられるため、これ らと避難別棟との関係性を検討していただきたい。
- 国土交通省では避難別棟に関しては、現在の規定では開口部がないとされているが、 今後は防耐火別棟との関連を踏まえ、開口部についても検討されていると聞いてい る。避難別棟と判断した場合、避難については、それぞれの棟で避難が完結すると いう想定で避難規定は適用されると理解している。避難別棟でありながら、別棟の 同じフロアに避難するということは今の規定では読み取ることはできないと考え る。
- 防耐火別棟であるが避難別棟でない場合には、区画を超えて移動することが考えられる。その際には避難口誘導灯は非常に大事な設備になってくると考える。
- 木造建築物に関して 3000 m² 超との記載があるが特段制限はなく、際限なく延べ面積を広げて良いという認識で良いのか。
- 際限なく広げるということではなく、延べ面積には上限を設けたいと考えている。 通常の上限は 4500 m²、スプリンクラーを設置した場合には上限を 6000 m²とする ことを検討している。
- 消防法の別棟みなしは開口部がないことを前提としており、今回の改正で開口部を 認めることになると、今までの区画基準との整合性がとれないため、部会を通して 慎重に議論していただきたい。
- 火災時は病院において水平避難が基本である。今回の検討においても、病院は水平 避難で良いのか。
- 今回の改正内容においては避難方法を変えるということは想定しておらず、従来のとおりと考えている。
- 病院において別棟に避難する場合はどのような形式となるのか。
- 病院はベッド患者がいるため従来から水平避難が基本である。できるだけ多数区画を設け、区画間には特定防火設備や排煙設備を設置し、横の区画に移動することで避難できる。防耐火別棟や避難別棟に関しても、2枚の防耐火扉を設け、区画を強固に整備し、煙の流入や延焼を防ぐという避難上の概念は変わらないものと考えている。
- 水平避難において、建物内において火元の区画外に避難するという避難形式は変わらないと考えている。